



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

第3回企業法務セミナー大成功 / 月刊「ビジネス界」表紙



第3回企業法務セミナー (2011/9/27)

おかげさまで、事務所主催企業法務セミナー「中小企業のための独占禁止法」が、無事終了しました。山下江のブログ「なやみよまるく」>9/27「岡山県からの参加者もいた『企業法務セミナー』」



月刊「ビジネス界」9月号、 株展望社発行

所長の山下が月刊誌の表紙になりました。記事中で、仕事に対する姿勢などをざくばらんに語っております。店頭ではお求めにくくなっておりまして、ご入用の方にはお譲りいたします(内容は事務所HP「お知らせ」でもご覧いただけます)。山下江のブログ「なやみよまるく」>10/3「恥ずかしながら、月刊誌の表紙に」

弁護士 ON・OFF

第9回

弁護士 西丸 洋平



今年は原発問題があり、忌野清志郎さん(RCサクセッション)の「サマータイムブルース」が一時期あちこちで取り上げられていました。原発についての歌が一時期流行りだったのでしょうか。ただ、この曲も入ったアルバム「COVERS」の中で反原発と解釈できる歌は、実際のところ異論もあるでしょうが、この歌だけではないかという気がします。他は反核もあるけど反戦歌とか色々です。たしかに、素晴らしいアルバムなんですけど、清志郎の中のある一部分ではないか、ここだけ取り出すのはいかがでしょうかと思います。

一昨年に忌野さんが亡くなった際にも、「キングオブロック」等と親しみやすい雰囲気語っていたけど、個人的には違和感を覚えますね。そこまで万人受けするような音楽ではなかったのでは

ないかと思うのです。

個人的には、「daydream believer」「パパの歌」とかベタですが「スローバラード」やこれが収録されているアルバム「シングルマン」が好きなのです。そもそも、忌野清志郎は前記したベタな歌をリアルタイムではないけど中学の時聞いて記憶に残っており、ふと中古屋で見かけたこのアルバムを買って聞いたのです。

全般にややひねくれた感やもの寂しいところ、スローバラードなんかは歌い出しの部分が印象に残りました。正直、未だに意味がよく分からない箇所もあるんですが、いい作品だなと思います。

何か古めかしい音楽についてマニアックに述べた点がありますが、言いたいことは言おうと表現する姿勢は、ただ空気を読むことばかりを考える風潮が嫌いな自分にとっては心惹かれるものがあります。



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第9回

3 契約の無効・取消

前回では契約無効の場合に関して述べました。今回は取消です。

取消 無効は契約の当初から当然に効力はありませんが、取消は取消の意思表示があつて初めて効力がなくなります。

取消ができる場合としては、詐欺による契約、強迫による契約、行為無能力者（未成年者や被成年後見人など）による契約の場合があります。

取消により契約は初めから無かったものとなります（遡及効と言います）から、もし契約が履行されていれば、双方に原状回復義務が発生します。

また、無効と異なり、取消権は、追認できるようになってから5年間、追認できるようにならなくても行為の時から20年たてば消滅しますので、注意が必要です。

4 契約の解除

契約を解除できる場合としては、法定解除（法律の要件により解除権が発生する場合）、約定解除（予めの解除権留保合意に基づき、該当事情が発生したことを理由に解除する場合）、合意解除（合意により解除する場合）などがあります。

(1) 法定解除

ア 債務不履行による解除

相手方が債務を履行しない場合に発生する解除権ですが、履行遅滞・履行不能・不完全履行

の3態様があります。

①履行遅滞は、相当期間を定めて履行を促し（催告）、それでも相手方が履行しないときに、解除権が発生します。

ただし、クリスマスイブ商品のようにイブまでに納入しなければ意味がないような場合の遅滞は「定期行為の遅滞」と言い、一定時点までに履行しなければ契約の目的を達成できないので、催告は不要です。



②履行不能は、そもそも契約に基づく履行が不能な場合ですから、催告は不要です。

③不完全履行は、履行された目的物に瑕疵（欠陥）がある場合や履行の方法が不完全な場合などを言います。追完（後に法律要件を補完すること）可能な場合は履行遅滞に当たりますから催告をして相手方が応じなければ解除できます。追完不能な場合は定期行為の遅滞または履行不能に当たりますから催告無しで解除できます。

なお、上記①②③で解除権が発生するためには、いずれも債務を履行しない者の過失が必要です。

イ 各種契約特有の解除原因による解除

①売買契約における売主の瑕疵担保責任と買主の解除権

売主には瑕疵のないものを買主に引き渡す義



務があります。売買の目的物に権利の瑕疵又は物質的な瑕疵がある場合に、売主が負う責任を「瑕疵担保責任」と言います。

特定物（当事者が物の個性に着目した物）売買では、買主が売買契約の目的を達成できない場合は、解除と損害賠償を、そうでない場合は、損害賠償ないし代金減額だけを請求できます。請求権の行使には1年という期間制限があります。

不特定物（当事者が種類、数量、品質等に着目しその個性を問わない物）売買では、原則として債務不履行（不完全履行）により処理され

ます。権利行使には10年の消滅時効がありますが、商行為のときは5年となります。

なお、商人間の売買においては、買主の検査・通知義務という特則がありますので注意が必要です。すなわち、買主は目的物を受け取ったときは、遅滞なくこれを検査し、瑕疵または数量不足があるときは、直ちに売主に通知しなければなりません。目的物に直ちに発見できない瑕疵があるときは6か月以内に発見して売主に通知しなければなりません。商取引を迅速・円滑に進めるための特則です。

事務局コラム 第9回 「いざ、ニューヨーク！」 山口 亜由美

こんにちは。経営企画部の“あゆやま”です。

経営企画部というと、法律事務所ではなかなか聞き慣れない部署ですが、弊事務所は弁護士が16名、スタッフが26名の大所帯なので、独自の経営戦略とそれに則ったウェブサイトの運営や広告の制作までを専門に行う部署が存在します。もちろん、このKAIROの編集も経営企画部の仕事です。

おかげさまで、日々、多くの人にお目にかかり、様々な情報を得ながら、次はどんな楽しいことをしようかと、口角上がりっぱなしで仕事をしています。

特に今年は、4～5月にかけての1カ月間、国際ロータリーの派遣研修に参加し、アメリカのウィスコンシン州とミシガン州の9都市で現地法律事務所などの視察もしました。視察により得た知識もさることながら、数えきれない人たちに一方ならぬお世話になり、そのご縁とご恩に報いるために「自分にできること」を真剣に考える機会を与えられたのは、筆舌し難い素

晴らしい体験でした。

そして、その「自分にできること」の一つとして、来年2012年10月には、ニューヨークで3週間の個展を開催します。皆さんにも一緒に楽しんでいただけるものにしますので、応援の方もどうぞよろしく願いいたします。

現在、作品は山口亜由美のfacebook アルバム”AYUMI's art works”で順次ご紹介しています。山下江のブログ「なやみよまるく」>9/22「広島赤門クラブ」もご参照ください。



宮島 客社祓殿



法律事情なう

◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、年3回、1、5、9月の第4木曜日 18:30 より、2時間の企業法務セミナーを開催します。

◆第4回:1月26日(木) 講師 弁護士 柴橋修 「民事介入暴力への対応」

組織だった不法勢力から度を越えた請求をされたら…その対処法をお伝えします。

日 時:平成24年1月26日(木) 18:30～20:30

会 場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀8-16)

受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細、お申込み方法は、同封のチラシもしくは当事務所ホームページ(トップ>お知らせ>企業法務セミナー情報)をご参照ください。

◆第5回:5月24日(木) 講師 弁護士 山下江 「役に立つ債権回収の法律実務」

◆第6回:9月27日(木) 講師 弁護士 田中伸 「契約書作成について」

◆飲食店街活性化イベント「ひろコン！」に協賛

前回、9月20日に開催され大好評だった広島飲食店街活性化イベント「ひろコン！」の第2弾が11月12日に開催されます。当事務所では、前回同様、広島中心街の活性化のためにイベントに協賛しています。今回も所長の山下は、ステージに登ります!

☞山下江のブログ「なやみよまるく」>10/25「男女 2500 人の大合コン『ひろコン!』」, 公式HPは「ひろコン!」で検索!

◆アリスガーデン広場でのイベントに協賛

アリスガーデン広場(西新天地公共広場)でのイベント「AH!」や「INDIKET」に協賛しています。広島の街文化の創生に微力ながらお手伝いします。☞山下江のブログ「なやみよまるく」>10/11「INDIKET'11」

◆CD「さあ はじめよう！」リリースに協賛

広島を拠点に活躍中のヴィオラ奏者沖田孝司さんがCD「さあ はじめよう!」～It's My Pleasure!～をリリースしました。タイトル曲は第19回「全国ボランティアフェスティバルひろしま 2010」のテーマソングになっており、CD は広島の老人施設や幼稚園などにも無料配布されています。当事務所は、この CD リリースに協賛しました。

◆NPO 法人広島経済活性化推進倶楽部

(略称 KKC, 理事長 山下江)交流会大盛況!

去る10月15日、KKCの第16回「起業家・投資家・専門家『お見合い交流会』」が、約90名にご参加いただき、楽しい会になりました。



詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」>10/16「第16回KKC交流会、カーブ侍参上!」



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間: 平日 9時～18時

TEL: 0570-008450 / FAX: 0570-008455

電話受付: 平日 9時～20時, 土曜 10時～17時

相談時間: 月曜 9時～21時(夜間相談有り), 火曜～金曜 9時～18時, 土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付: 年中無休24時間対応